

海外不正支払防止法/腐敗対策方針

この規定の策定及び施行目的は、ネイチャーズサンシャインプロダクツ（以下「NSP」といいます）が海外不正支払防止法（“FCPA”）およびその他にも英国賄賂法など海外腐敗対策法などの対象となる可能性のある法律（集合的に“腐敗対策法”と称す）においてのコンプライアンス順守を確実にすることであり、NSPの全従業員（シナジーワールドワイドの社員も含まれます）に適用されます。これは、アメリカ国内外を問わず、どの Local MKT においても同様です。

海外不正支払防止法はアメリカ合衆国の刑法のひとつであり、大別すると次の2つになります。

(1) 直接もしくは第三者経由のいかんを問わず、海外でのビジネスの支援を目的とした賄賂、政治献金及びその他の方法による非合法的な企業の支払いの禁止。この場合、その支払い方法の種別は問いません。(2) 企業のビジネス取引に関する適切な文書管理及び会計記録の実践。この場合、あらゆるビジネスをさすこととします。

海外不正支払防止法への不適合は、NSP、NSPの経営幹部、ディレクター、従業員もしくはエージェント等、その立場を問わず、すべて刑事上及び財務上の処罰の対象になります。海外不正支払防止法 / 腐敗対策方針の順守はNSPの義務として命じられています。

2010年制定、2011年有効の英国賄賂法は、FCPAと比較して幅広い規定を定めています。まず、(i) 純粋な商業的賄賂を含め、すべての賄賂を禁止することにより、官僚のみでなく、(ii) 企業に代わり支払われる賄賂に対しても厳重責任を制定しています。しかし、該法律はこのような賄賂を防止するために、企業によってデザインされた「適切な手続」と矛盾する場合があります。

FCPA またはその他の腐敗対策法律に違反することは、会社および個人は刑事・民事的責任を問われる場合があります。そのため、会社の方針はFCPA およびその他の腐敗防止法に完全に準拠する必要があります。これらの法律に違反する会社役員、または従業員は、解雇を含め、懲戒免職の対象となります。

企業の責任者はこの法律に抵触すると思われるどのようなことながらも常に留意し、しかるべき対応を確実にこなうことがこのNSP方針の重要なポイントになります。従業員には海外不正支払防止法およびその他の腐敗対策方針を順守する義務があり、懸念事項がある場合、NSPのFinanceもしくはLegalの担当部署に可及的速やかに連絡をする必要があります。

方針

企業はビジネス倫理にのっとったビジネス活動がもとめられています。よって、NSPとしても、非合法的な支払い、賄賂、リベート、もしくは他の問題と思われるような贈物など、自らの売上もしくは他のビジネス活動に影響を与えようといった一切のことからは行なわないこととします。また適用法の内容を鑑みて、次にあげる点を内規として定めています。

1. FCPAに基づく非合法的支払

a. 海外不正支払防止法はアメリカ国外の当局者、政治団体及びそれに準じる個人もしくは団体に対し、金銭的に価値のあるものの提供を禁止しています。これは自らへの特別の配慮、新たなビジ

ネスの獲得及び今までのビジネスの保持を目的として、提供の対象者であるアメリカ国外の当局者や団体の行動や決定に影響を与えようと意図したもので、その支払いに関しては直接間接のいかんを問いません。NSP の従業員、代表者、エージェントにおいてはその立場を問わず、次にあげる行為への関与は禁止されています。

i. 賄賂

ビジネスの獲得もしくは保持を目的に金銭、贈物もしくはその他金銭的に価値のあるものをアメリカ国外の当局者に提供すること

ii. 政治献金

立法及び行政上の措置において NSP に好都合となるようなサポートを得ることを目的に政治団体もしくは関係者に寄付をすること

iii. 第三者への支払

提供後はアメリカ国外の当局者へ提供されると知りながら、ビジネスの獲得もしくは保持を目的に金銭、贈物もしくは関係を設立するために使用される可能性のあるものを第三者へ提供すること

外務官僚とは誰か？FCPA では、エージェンシー、アシスタント、支部、またはその他の海外政府機関を含め、海外政府を代行して公務を行うすべての外務官僚を指します。またこれには、公立の学校や病院など、海外政府により所有され、運営される企業体、または団体も含まれます。外務官僚にはまた、海外政党、海外の政治事務所または海外政党の候補者なども含まれます。コンサルタント、サプライヤー、アドバイザー、エージェント、アシスタント、または家族の一員のような第三者に対して支払われた金額は、直接外務官僚に送られたものとして取り扱われます。

FCPA は現金支払のみに適用されるのか？いいえ。FCPA の規定は、現金、贈答品、エンターテイメント、旅費、ディスカウント、サービス、または有形／無形のものを含め、「価値があるすべてのもの」に適用されます。海外政府機関に対して支払われた小額、またはわずかな金額でも違法、または不適切と見なされます。ここで重要なのは、単なる贈与、約束、または不適切な支払の承認などは、その取引が完了しなくても、違法行為と見なされることです。

不適切なビジネスの優位性とは何か？FCPA は、会社の利益のために支払われる不正支払を禁止しています。迫害者はまた、FCPA を利用して不適当なビジネスの優位性を得るための不正な支払を禁止しています。これには、税金控除、法律または規制変更、法律または規制への非コンプライアンスに対する許容、特別割引、または不正支払を利用することなく、他の競争者たちが利用できないその他の要求などが含まれます。

2. 文書管理及び会計記録

a. 海外不正支払防止法は会計帳簿の記録の改ざんを禁止し、会計記録の必要事項を規定しています。この方針によって明確に規定されているのは次にあげる点になります。

i. 会社の取引及び資産の処分をしかるべき詳細な形式で正確かつ適正に記し、会計帳簿及び会計記録を管理すること

ii. 社内の会計管理システムがより確実なものとなるよう常に見直し、改善していくこと

具体的には

1. 会社の取引はマネージメントもしくは担当の承認者によってしっかりと統括されています
2. 会社の取引は必要に応じた形式で管理されており、GAAP の会計原則にのっとった財務諸表作成への使用かつ会社の資産に関する説明責任も可能となります
3. 会社の資産の情報へのアクセス権はマネージメントもしくは担当の承認者に限られています

す

4. 会社の資産に関する情報と実際に存在する資産を適当な時に比較し、相違がある場合には
しかるべき対応を実施しています

などがあげられます。

b. この文書管理及び会計記録に関する規定は NSP のビジネスの全ての取引に適用され、NSP の子会社及び本社組織を離れた各事業部においても同様です。またここで定義されている「非合法的な支払い」に関する取引に限るものではありません。

許容される支払

海外不正支払防止法において、アメリカ国外の当局者に対しての合法的な支払の 1 つは、アメリカ国外の政府機関としかるべき契約を結び、プロモーション活動もしくはパフォーマンスの催行に直接関連した妥当かつ適正と思われる支出です¹。このような支払いをおこす前には必ず Legal 部署に問合せをし、支払いの前には General Counsel の承認を得なければなりません。

1. 「妥当かつ適正と思われる支出」

海外不正支払防止法の原則において、アメリカ国外の当局者に対しての支払いは禁止されていますが、次の場合に関しては例外的に認められています。

- 対象となるアメリカ国外の当局の成文化された法律において合法である場合
- アメリカ国外の政府機関としかるべき契約を結び、プロモーション活動もしくはパフォーマンスの催行に直接関連した妥当かつ適正と思われる支出である場合。アメリカ国外の当局担当者がデモンストレーションもしくは契約締結を目的とした訪問において、その旅費及び宿泊費を NSP が支払う場合などがその一例として挙げられます。この場合、当然のことながら、しかるべきかつ正確な方法で NSP の会計帳簿に記録されていることが必要となります。

2. 許容される支払の承認手続き

該当するアメリカ国外の当局への支払は合法的であり、許容される内容であると担当の従業員が判断する場合、該当の従業員は申請者として次の手順を踏まなければなりません。

アメリカ国外の当局へ支払いをおこす前に、General Counsel からその取引に対して書面での承認を得るため、該当の NSP 従業員は必ず General Counsel もしくは指名されている他の担当者に書面にてリクエストをあげる必要があります。

書面でのリクエストには次にあげる点を明記しなければなりません。

- 今回対象となるアメリカ国外の当局の担当者の名前とタイトル
- 今回対象となるアメリカ国外の当局への支払金額と支払方法
- 今回リクエストの理論的理由 (この支払いが前述のカテゴリーからなる「許容される支払」に該

¹ この他にも、2 つ目の支払方法があります。これは、FCPA に基づき合法的な支払い方法ですが、英国賄賂法では禁止されています。これは、NSP 方針で定められており、「定期的な政治的行為」または決断に関係のない行政上の活動に関する、小額の支払を禁止するものです。支払リクエストに関する質問は、NSP General Counsel にご連絡ください。支払が個人的な健康および安全に関する場合は、そのような支払は許可されますが、NSP General Counsel。

当する理由も含む)

- 今回の支払に関連する製品やサービス等の説明

文書管理

1. NSP の財務及び会計に関する記録にはあらゆるビジネスの取引を記し、保管することとします。

2. NSP とその子会社においてはファンドや資産に関する情報の開示をせず、記録に残さないままにしておくことは禁止されています。どのようなファンドや資産がこれに該当するのかについては、次にあげる内容を参照してください。しかしながら、ここにあげる内容の限りではありません。

- アメリカ国外の銀行番号口座
- 実際は会社のファンドが入金されているが、個人名義になっている銀行口座
- 記録に残していない小口現金もしくはブラックボックス化されたファンド
- 保有している不動産や個人資産

3. NSP の財務及び会計に関する記録には偽りの標記はいかなる取引についても許されません。例えば、実際には Y に対する支払いであるにもかかわらず、X と記すことがこの場合の例として挙げられます。

4. NSP の財務及び会計に関する記録は数だけではなく、その内容にも不正な記録があってはなりません。実際には X がアメリカ国外の当局 Y に US \$ 5,000 の支払いをおこすことを知りながら、X に対する US \$ 25,000 の支払いを記すことがこの例にあたります。

英国賄賂法

英国賄賂法は、賄賂関係のいくつかの行為を禁止しており、また FCPA の外務官僚に対して定める禁止事項と事実上同じです。該法律には、FCPA の適用範囲に加え、2つの違法行為が含まれています。それによれば、以下の行為に関与すると違法と見なされます：

(a) 「関連行為」または不適切な行為（報酬の受取者またはその他の人物による）に関与させるために、パフォーマンスに対する報酬を提供することで、他者に意図的に賄賂が支払われる場合、または約束または金銭的報酬が贈られる場合（“受領者”）、または

(b) 関連する昨日または行為が不当に実行され（人物、または第三者により）、その結果このような不適切な行為に対する、金銭的、またはその他の報酬を要求する、または受領した場合。

これらの違反行為はFCPA とは異なり、外務官僚に限らず、純粋な企業の賄賂を含め、すべての賄賂に適用されます。さらに、これらの規制は、賄賂を贈る側だけではなく、受取った側にも責任が課せられます。さらに、FCPA とは異なり、小額、または慣習円滑化のための支払は対象となりません。

最後に、米国賄賂法第7条の下、企業に“所属する”人物が、他者に賄賂を贈った場合（一般的賄賂、または第6項の違反行為（FCPA と同様）、企業は刑事処罰を受けます。違反行為は嚴重責任の一つであり、会社の従業員（取締役員だけでなく）が賄賂を認識している場合、または認識しているべきであった場合に責任がと割れます。該法律はまた、賄賂に関与する人物の行為を回避する、

「適切な行為」をとるようデザインされています。

英国賄賂法に準拠することは、NSP の方針です。その結果、FCPA は本方針の下に、同等の権力を適用して、役人だけでなく、すべての不正支払を回避します。

販売代理店、ディストリビューター及び取引先（総じて“エージェント”）に関する注意

1. 腐敗対策法の非合法的な支払いに関する条項のコンプライアンス順守に関し、NSP は販売代理店、ディストリビューター及び取引先（“エージェント”と総括します。）とのやりとりに関して、特に注意を喚起したいと思います。自国とは違うビジネスプロトコルやその文化に多大な影響を受けている国においてのアメリカ国外の“エージェント”の活動において、腐敗対策法に抵触するであろう最も大きな危険性があるからです。違法である支払が習慣として広く行き渡っているような国においては、特に注意が必要です。

2. NSP の“エージェント”が禁止されている支払いをおこなうであろうと NSP がその時点で認識している場合、NSP はその責めを負う責任があります。つまり NSP は不適切な支払いが行なわれる可能性の有無及び不適切な支払いがおこりうる状況については理解していると考えられているのです。よって、ある特定の不適切な支払いが想定される場合、その支払いの実施の有無に関してほぼ 100%確信を持つことができるとみなされているのです。つまり、リスク回避の点からも、不適切な支払いがおこりやすい状況及び不適切な支払いが実際に行なわれていると判断するポイントについて十分な認識をもつことが NSP には求められています。さらに、英国賄賂法第 7 条には、第三者に対する嚴重責任について記載した箇所があります。しかし、本条項は上述の説明にある「適切な手順」の対象となります。

3. 腐敗対策法に抵触するような事例があった場合にはそれを連絡できるよう、NSP の従業員は常に状況を監視していなければなりません。次にあげる問いを参考にして、腐敗対策法に抵触するような事例とはどのようなものが各自考えてみてください。

- 問題があると思われる国はどこになりますか。事実に基づいた情報である場合、たとえ過去にさかのぼったものだとしても無視することはできません。また海外不正支払防止法に抵触している国には、特別に注意をする必要があります。リスクの高低を判断するには、不正認識のインデックス（インターナショナル版）の内容を確認してください（www.transparency.org/policy_research/surveys_indicies/cpi/2010にて参照のこと）。このインデックスの内容は年に 1 度 Update されます。

- その“エージェント”の評判はどうですか。

- コミッションの額はどのくらいでしょうか。コミッションの額が通常より高額の場合、不正支払いの可能性もおのずと高くなっているものです。

- 今まで本来の販売価格よりも高額の金額を記した請求書を発行してほしいといったような依頼を受けたことはありますか。

- 今までにその“エージェント”が海外不正支払防止法に対しての自らの振る舞いについて言及する

のを拒んだことはありますか。海外不正支払防止法、英国賄賂法、またはその他の腐敗対策法を認識しているか、もしくはそれらの法律に抵触するような行為をしたかどうかといった質問に対してはどうだったでしょうか。

- その“エージェント”とその国の政府機関との関係はどうでしょうか。その国の皇族もしくは政府機関の高官との結びつきがある場合には、トラブルとなる可能性も高くなります。

- 社内だけでなく、ほかのことにも目を配ってください。今までにその問題になっている国において、企業の政治献金についての報道等がありましたか。またアメリカ国外への政府機関の高官に対して献金が行なわれたといったような事例はありましたか。

- 今までに対象となる取引と関係のない第三者に対しての支払の経験がありますか。もしくは、その取引と合法的なビジネスのつながりがない国への支払の経験がありますか。

- 必要な書面がないにもかかわらず現金化した小切手を現金として記録するなど、適切とは思われない内容を現金として今までに記録したことはありませんか。

- 今までにアメリカ国外の組織のマネージャーに対して法外なボーナスが支払われたことがありますか。

4. “エージェント”との取引において、腐敗対策法へ抵触する可能性をできるだけ少なくするためにNSPは次にあげる内容を実践しなければなりません。

- 対象となる“エージェント”が自らの担当部分について十分な経験を積み、誠実さ溢れる対応ができるようになるよう、その“エージェント”を注視していなければなりません。²

- “エージェント”との金銭の授受はNSPの銀行小切手もしくは銀行送金にて行なわなければなりません。現金のやりとりは許可されていません。

- 事前に書面によるNSPの承認を得ることなしにエージェントは自分のサブとして更にエージェントと契約し、雇うことはできません。

- NSPとその“エージェント”との間の契約はいずれの当事者もいつでも本契約を解除でき、解除後はアメリカ合衆国法もしくは対象となる国もしくは地域の法律において、いかなる責任や義務も解除後は発生しないという条項をその契約に含めなければなりません。

これらのポイントが全てを網羅しているわけではありません。ある特定の取引に関して海外不正支払防止法が適用されるかどうか質問がある場合には、NSPのGeneral Counselまで確認をお願いします。

コンプライアンスに対する責任

² NSPの第三者用適正査定手順参照(エージェント/請負人)

1. 従業員

海外不正支払防止法 / 腐敗対策法に関する規定を順守することは、NSP の全従業員にとって責務です。

a. 抵触と疑われる事例の Legal 部署への通知

腐敗対策法に抵触すると思われるものはいかなる事例でも、可及的速やかに General Counsel もしくは指名されている他の担当者あてに連絡をし、法律上のアドバイスを受けなければなりません。その場合、コンフィデンシャル・メモの形式で、「弁護士依頼人間秘匿特権」と表書きしてください。そのメモを受け取った General Counsel もしくは指名されている他の担当者は、必要かつ適切な対応を行なうこととします。連絡をした従業員は、General Counsel もしくは指名されている他の担当者からの折り返しの連絡があるまでこの件には関与せず、連絡を待つこととします。

Global Compliance からコンフィデンシャル扱いでレポートすることも可能です。フリーダイヤル (877-874-8416) もしくは Global Compliance のウェブサイト (<http://naturesunshine.silentwhistle.com>) をご利用ください。

b. 腐敗対策法に関する年次アンケート

アメリカ国外での取引や製品の提供、アメリカ国外のサービスにかかわる従業員 (“対象となる従業員”と総括します。) は追加 A にある腐敗対策法に関する年次アンケートの設問に答え、サインをし、返送しなければなりません。前年の会計年度分の内容を記入し、毎年 4 月 1 日までに Legal 部署に提出してください。

2. General Counsel

海外不正支払防止法またはその他の腐敗対策法上のしかるべき法律上の責任に関してシニア・マネージメントに法律上のアドバイスを行なうため、会社の General Counsel もしくは指名されている他の担当者には次の職責があります。

- NSP の腐敗対策法に関する規定を会社及びその従業員、子会社、関連会社、代理人及び “エージェント” に知らせること
- 腐敗対策法に関するアンケートを回収し、確認すること
- 報告された抵触すると思われる事例もしくは法律上の懸案事項の調査を実施すること
- NSP の Audit Committee 及び CFO に General Counsel 自身が調査した抵触すると思われる事例もしくは法律上の懸案事項を報告すること
- シニア・マネージメントに対して General Counsel 自身が調査した抵触すると思われる事例もしくは法律上の懸案事項に関する適切な対応についての提案を実施すること
- 腐敗対策法のコンプライアンスに関わる判例に照らし合わせながら、上述の腐敗対策法の必要条項による変更事項を確認し、変更がある場合にはその内容を会社及びその従業員、子会社、関連

会社、代理人及び“エージェント”に知らしめること

- 法律、判例、管理規則及び業界として順守すべき内容の変更点を鑑みながら、NSP の海外不正支払法司法 / 腐敗対策法に関する規定を変更すること
- NSP が現在すすめている教育プログラム (腐敗対策法に関するトレーニングも含む) の内容を確認すること
- NSP の腐敗対策法に関する規定の実施の状況に関してどのくらい効果があがっているか、この規定及びその規定の関連した手順がはっきりとした改善点や実際に改善しなければならない点が見直されているかについて、少なくとも年に 1 回は見直し、確認すること

General Counsel は上述の責務のある部分を Finance の部署のスタッフに委任することも可能ですが、委任の場合には Board of Director の Audit Committee による書面での承認が必要になります。

リスク評価および方針の導入および監督の責任

General Counsel は、本方針を導入、監督、監視、および実施する責任を負います。本補正方針の導入から 6 ヶ月以内に、Legal、金融、および内部監査部は、(i) 本方針の下に、特定の腐敗対策トレーニングを受け、年に一度の認証検定を受ける必要のある従業員のタイプを特定し、(ii) 既存のプログラムを変更するためのアドバイスを提供する必要があります。本方針は、NSP のすべての監督、役員、従業員に伝達される必要があります。

General Counsel は、法的、財政、および内部監査部からのアドバイスに基づき、腐敗対策法に違反する可能性のある国およびビジネスラインを査定する必要があります。この査定には、司法管轄地区、ビジネスライン、第三者の代表者、エージェント、使用されるディストリビューター、取引の構造が含まれます。これらのリスク査定は、定期的実施される必要があります。リスクを伴う贈賄防止適正査定整合、または FCPA NSP による贈賄のリスクがある取引は、NSP によりすべての第三者に対して実施されます。³

General Counsel は、Legal、財政、および内部監査部の協力により、腐敗対策方針を保証する責任を負い、その手順を定期的に査定する必要があります。

トレーニングプログラム

NSP の海外不正支払防止法 / 腐敗対策法の規定、現行法、判例、管理規定及び順守すべき内容に関連した海外不正支払防止法に報告されたことに関して、“対象となる従業員”及びその他適当と考えられる従業員をトレーニングするプログラムを推進することが会社の General Counsel もしくは指名されている他の担当者の責務となります。CCO、General Counsel 及び General Counsel も

³ NSP の第三者用適正査定参照 (エージェント / 請負人)

しくは指名されている他の担当者は他の関連部署の適任と思われるスタッフと共に腐敗対策法に関するトレーニングを企画し、実施することになります。どのようなことがらトレーニングに適しているかどうかに関しては、次の点を考慮して決定することとします。

- フィードバック及び定期的に行なう見直しでは見過ごされていると思われる懸念事項
- トレーニングを受ける従業員における職務経験値の違い
- 腐敗対策の案件ではカバーしていないことがらに関し、先を見越して行動することの必要性
- 前述の先を見越して行動する見地の欠落によっておこった事例から明らかにされた管理の重大性
- 疑わしい行動を見極める指標及び新規の取引を行なう際の留意点を記した手順
- General Counsel もしくは指名されている他の担当者がトレーニングに必要と判断するその他腐敗対策法に関することから

“対象となる従業員”はトレーニングを通じて通常の取引とは違う、釈然としないものの見分け方を学びます。腐敗対策法の種々のルール、管理規定及び報告の規則をどのように順守していけばよいのかについても教示されます。また NSP の社内規定の内容はわかりやすく、社内手順も明確に設定されていなければなりません。疑わしいことがらに接した場合、従業員のとるべき対応についてきちんと明示されている必要があります。腐敗対策法において自ら求められる役割は何なのか、従業員全員が認識しなければなりません。次にあげる内容の理解もまた求められています。

- 腐敗対策法に抵触するような事例
- 腐敗対策法抵触の場合の民事及び刑事罰
- 腐敗対策法が適用された最近の判例
- 米国司法省及び証券取引委員会によって定義されている順守すべきことがら

文書の保存

会社は前述のトレーニングの資料やこの海外不正支払防止法 / 腐敗対策法の規定の運用の推進に関する書類を保持し、保存することとします。適用法を鑑みながら、必要性において妥当と思われるものを保管し、その期間は少なくとも 6 年間とします。ここで言う記録とは、メモ、Email、監査人によるレポートその他この規定の運用にかかる書類をさすこととし、機密内容を記した記録については法律によってその開示が許可されるか、開示が必要とされない限り、開示しないこととします。

コンプライアンスに関する年次の見直し

NSP の海外不正支払防止法 / 腐敗対策法に関する規定の妥当性と進捗状況把握は年に 1 度は行なう

こととし、独立した機関が確認することとします。確認作業のプロセスを文書化し、General Counsel もしくは指名されている他の担当者に対してアドバイスをしない、必要とあれば NSP の海外不正支払防止法 / 腐敗対策法に関する規定の内容自体も確認することとします。もし年に 1 度の見直しにおいて、コンプライアンスから逸脱したことがらが発覚し、NSP の海外不正支払防止法 / 腐敗対策法に関する規定が十分に理解されていない、もしくは実施されていないといった兆しが見られた場合には、年に 1 度と限らず、もっと頻繁な見直しの実施を考慮することとします。

言葉の定義

賄賂：海外不正支払防止法および / または英国賄賂法ガイドブックに別途明記されている、非合法的な金銭支払のこと

アメリカ国外の当局：幹部や従業員などそのタイトルを問わず、アメリカ国外の政府機関を代表している人のこと。ここでアメリカ国外の当局というのはアメリカ国外の政治団体及びその職員、またその職にある人と同等の人、もしくはそういった人の代理人をも含むこととします

政府機関：アメリカ合衆国、州もしくはその国または地域における政府機関の組織及び機関のこと。政府機関によって所有もしくは運営されている病院やその他の保健医療施設も含むこととします。また、監督官庁もしくは政府機関が管理しているビジネス関連団体、会社及び協会等も含まれます。

支払い：金銭、株券、債券及びその他財産の譲渡、経費支払、種々のタイプによるサービスの提供、債務の引き受けもしくは免除。最終的な受け手にとってメリットを生み、もしくは利益を増やすような商品、サービスなど。有形及び無形の譲渡のこと

レッドフラッグ：上述にあるように腐敗対策法に抵触している可能性を示す全ての状態のこと

第三者：その取引の当事者ではない人のこと。NSP や NSP 製品とエンドユーザーの仲介人などはこれにあたります

追加 A

海外不正支払防止法 / 腐敗対策法のコンプライアンスに関する年次アンケート

添付のコピーにある NSP の海外不正支払防止法 / 腐敗対策法の規定にはビジネス活動遂行において種々の重要な点がカバーされています。“対象となる従業員”は各々次のアンケートに答える必要があります。知りえている限りの内容をありのままに記入してください。

1. NSP の海外不正支払防止法 / 腐敗対策法の規定に目をとおしていましたが。またその内容は理解できていますか。

はい いいえ

2. 今までに新たなビジネスの獲得及び今までのビジネスの保持を目的とし、アメリカ国外の当局もしくはその従業員またはその他の人物の収益 (金銭、贈与物、またはその他価値のあるもの) とな

るような支払をおこしたことはありますか。支払に関しては直接間接のいかんを問いません。

はい

いいえ

3. 今までに政治団体の職員、またはその職にある人と同等の人に対して、新たなビジネスの獲得及び今までのビジネスの保持を目的に政治団体の収益となるような支払をおこしたことはありますか。支払に関しては直接間接のいかんを問いません。

はい

いいえ

4. 今までに第三者に対して、支払いの後にアメリカ国外の当局者に提供されると知りながら、新たなビジネスの獲得及び今までのビジネスの保持を目的に第三者の収益となるような支払をおこしたことはありますか。支払に関しては直接間接のいかんを問いません。

はい

いいえ

5. 今までに政府機関が管理しているビジネス関連団体、会社、協会、政府機関によって所有もしくは運営されている病院やその他の保健医療施設に対して、新たなビジネスの獲得及び今までのビジネスの保持を目的に提供先の収益となるような支払いをおこしたことはありますか。支払いに関しては直接間接のいかんを問いません。

はい

いいえ

6. 今までに支払いや支出の内容や目的を虚偽に提示したり、隠蔽したりしていると解釈されるような内容を会計帳簿、文書及び計算書等において記録したことはありますか。

はい

いいえ

7. 今までに現金、銀行預金、もしくは他の形態での資産を会計帳簿、文書及び計算書等に記録せずに保持したことはありますか。

はい

いいえ

8. NSP に雇用されている間に NSP の海外不正支払防止法 / 腐敗対策法に関する規定に準拠しない、もしくは準拠しないと思われることにあなた自身が参画したり、もしくはそういったことにかかわっている人をあなた自身がサポートしたりしたことはありますか。または NSP (会社に限らず、NSP の従業員、代表者、“エージェント”、アメリカ国外のビジネスパートナー等を含みます) がそのような行為を行なっていることを認識したことがありますか。この場合の規定の準拠の有無に関しては、あなたご自身の判断で構いません。

はい

いいえ

9. 上述の 2 から 8 の問いにおいて「はい」と答えた部分については、その回答の根拠について別紙にて説明し、この海外不正支払防止法 / 腐敗対策法と共に提出してください。その記述については事実の記述のみに限ります。

この「海外不正支払防止法 / 腐敗対策法のコンプライアンスに関する年次アンケート」への回答は、2007 年 1 月 1 日から 2007 年 12 月 31 日の期間をカバーした内容です。

サイン

日付

氏名 (活字体での標記をお願いします)

部署及びポジション

配布についての注意事項

- このアンケートは会計年度毎に実施し、NSP の Legal 部署 (担当 : General Counsel) に 4 月 1 日までに送付してください。
- 「弁護士依頼人間秘匿特権」と表書きしてください。